

ちょっと待って、その契約は慎重に！

本当に必要ですか？必要がなければ、きっぱりと断りましょう

その場でお金を払ったり、契約しないで商品やサービスの内容を十分に検討しましょう

契約書の内容をよく確かめましょう。契約するときは、自分で署名、押印を。また、契約書に書かれていないことは、聞いても信用しないこと

高額な契約やうまい話は、契約する前に家族や知人、消費生活センターなどに相談しましょう

悪質なセールスマンからあなたを守るポイント

甘い誘惑や優しい言葉には気をつけましょう

うますぎる話には、落とし穴があります
「キャンペーン中に付き、今だけ特別」には、注意しましょう

お金は、品物が届いてから支払うようにしましょう

「なんとか支払えるさ」で、契約するのはやめましょう

笑顔や長話はやめましょう。玄関内に入れるのもいけません

官公署が、商品の勧誘や販売に訪れることはありません

「ノー」と言うのは、あなたの勇気です

悪質商法
こんな手口で
あなたを狙う！



悪質商法や契約の問題は、そのときの社会情勢により年々変化し、新しい手口で我々消費者を狙っています。実際は高額な物を、「月割りにすれば」と、さも安い物と思わせたり、「在庫が少ないから」などと契約を急がせたり弱みに付け込んできます。突然訪れたものが、「うまい話」を持ってくるようなことは絶対にありません。もし、「何かおかしい」、「騙された」と感じたときは消費生活センターにご相談ください。

悪質業者は時代の進展に即応し、私たち消費者を狙っています

手口1

自宅に訪問されて／家の外壁、屋根、浴室などの補修仕事を勧誘してきた
「本日限りの特別価格」などと執拗に勧誘します。工事内容を十分に説明しないで、その場で契約を迫ります。高額な契約だったり、ずさんな工事だったということがあります。

手口2

自宅に訪問されて／電話機の交換を勧められてきた。電気の検査と上がり込んできた
大手電話会社や大手電力会社の職員を装って、黒電話は使えなくなる

手口3

路上で呼び止められて／別の会場に誘われた
日用品などを無料で配り、長時間かけておもしろおかしく雰囲気盛り上げ、頃合いを見計らって高額な商品売りつけます。

手口4

電話がかかってくる／銀行に預けるより有利、絶対に損はさせないと勧められてきた
超低金利時代、今後の不安に付け込んで、先物取り引きや証券取り引き、外国為替などを勧められます。元本の保証がなくさらに多額の負債を抱え込む危険性があります。

相談・問い合わせは
消費生活センターへ
☎954・7799